

令和6年度 地域医療勤務環境改善支援事業費補助金の募集要領

1 補助金の目的

本補助金は、補助を受けた医療機関が、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を進めていくために、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組みを進めていくこと、を目的としています。

2 補助金の種類

本補助金は、次の3種類です。

(1)地域医療勤務環境改善体制整備事業(以下「体制整備事業」という。)

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいると知事が認める医療機関において、当該医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく新規の取組を総合的に実施する事業

(2)地域医療勤務環境改善体制整備特別事業(以下「体制整備特別事業」という。)

地域医療において特別な役割があり、かつ病床あたりの医師数を一定数以上確保し、あるいは幅広い症例に対応するための多領域の診療科を設置した上で病院としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技術の習得できるような医師を育成しつつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいると知事が認める医療機関において、当該医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく新規の取組を総合的に実施する事業

(3)勤務環境改善医師派遣等推進事業(以下「医師派遣事業」という。)

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいると知事が医療機関に対し、医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師を原則として新規に派遣する事業

3 補助金の交付を受けることができる者

本補助金の交付を受けることができる者は、補助金の種類によって下表のとおり分けられます。

(1)地域医療勤務環境改善体制整備事業

以下の【対象】のいずれかに該当し、【要件】を全て満たす医療機関

【対象(特別な役割)】

救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件以上 2,000 件未満であり、2次救急又は3次救急を提供する医療機関
救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関 ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で 500 件以上あり、2次救急又は3次救急を提供する医療機関 イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関 ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合 イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病6事業で重要な医療を提供している場合
在宅医療において特に積極的な役割を担う、次のいずれかに当てはまる医療機関 ア 機能強化型在宅療養支援診療所の単独型 イ 機能強化型在宅療養支援病院の単独型

【要件】

勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置していること。
年の時間外・休日労働が <u>960 時間を超える又は超えるおそれがある</u> (年の 720 時間を超える、960 時間以下の)医師を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「 <u>36協定</u> 」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。(*)
医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「 <u>医師労働時間短縮計画</u> 」を作成していること。その上で、特定労務管理対象機関においては、 <u>G-MIS に登録</u> していること。また、当該委員会は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に <u>掲示</u> する等の方法で公開すること。

*36協定は令和5年度及び令和6年度の協定が対象

診療報酬の地域医療体制確保加算を取得している場合は対象外です。

(2)地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

以下の【対象】①～③のいずれかを満たし、④⑤のいずれかに該当した上で、「(1)体制整備事業」の【要件】を全て満たす医療機関

【対象(特別な役割)】

- | |
|---|
| ①特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域がん拠点病院等の地域医療に特別な役割がある医療機関 |
| ②地域医療の確保に必要な医療機関であって、5疾患6事業で重要な役割を提供している医療機関 |
| ③在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 |

- | |
|--|
| ④基幹型臨床研修病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数100床あたりの常勤換算医師数(*)が40人以上」かつ「常勤換算医師数が40人以上」の医療機関。 |
| ⑤基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関 |

* 常勤換算医師数は、病床機能報告により県へ報告している医師数(非常勤医師を含む。)とする。

【要件】

- | |
|--|
| 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置していること。 |
| 年の時間外・休日労働が <u>960時間</u> を超える又は超えるおそれがある(年の <u>720時間</u> を超え、 <u>960時間</u> 以下の)医師を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「 <u>36協定</u> 」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が <u>720時間</u> を超過していること。(*) |
| 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「 <u>医師労働時間短縮計画</u> 」を作成していること。その上で、特定労務管理対象機関においては、 <u>G-MIS</u> に登録していること。また、当該委員会は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。 |
| 「 <u>医師労働時間短縮計画</u> 」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。 |

* 36協定は令和5年度及び令和6年度の協定が対象

診療報酬の地域医療体制確保加算を取得していても対象となります。

(3)勤務環境改善医師派遣等推進事業

以下の「①派遣先医療機関について」に記載する医療機関に対して、「②派遣する医師について」に該当する医師を派遣する医療機関

なお、派遣先の医療機関は、「(1)体制整備事業」の【要件】を全て満たしていること。

①派遣先医療機関について

下表のいずれかの認定を受けていること又は実績があること

派遣先の医療機関	
①特定機能病院	⑥地域がん拠点病院
②地域医療支援病院	⑦病院群輪番制病院
③救命救急センター	⑧小児2次救急病院
④周産期母子医療センター	⑨5疾患6事業で重要な役割を 担う病院(※)
⑤へき地医療拠点病院	⑩在宅療養支援病院

※一次脳卒中センター、認知症疾患医療センター、感染症指定医療機関、災害拠点病院など(対象となるか不明な場合は、7(3)記載の担当に確認すること)

②派遣する医師について

ア 派遣元の医療機関において、常勤医師として雇用契約が結ばれ給与の支給を受けていること

イ 派遣先において、非常勤医師として勤務すること

ウ 派遣元と派遣先の双方が確認している派遣であること

③派遣先での診療科について

派遣先において勤務する診療科は、原則として、下表の順番で補助対象とします。(下位の診療科は、補助対象としない場合があります。)

派遣する医師の診療科			
1	救急科	7	循環器内科
2	小児科	8	麻酔科
3	産科	9	消化器内科
4	外科(美容外科除く)	10	呼吸器内科
5	整形外科	11	その他内科
6	総合診療科	12	その他診療科

診療報酬の地域医療体制確保加算を取得していても対象となります。

4 補助対象経費

(1) 地域医療勤務環境改善体制整備事業

「医師労働時間短縮計画」に基づく新規の取組を総合的に実施する事業の経費

【具体例】

人材確保に関する経費
タスク・シフト／シェアに係る新規雇用費
複数主治医制の導入経費
・日直・当直明けの勤務医、夜勤勤務医の新規雇用
・勤務医の新規雇用
医師事務作業補助者等(診療報酬の加算とならない範囲)の確保経費
ICT 機器、設備費等
患者説明用のタブレット端末、AI 問診システム等の初期購入費
画像診断システム、画像ファイリングシステムの導入に係る費用
WEB 会議システムの構築費、医師当直室及び休憩室の改修整備
勤怠管理関係機器
勤怠管理システム(タイムカード、ビーコンシステム等)の導入・連携等に係る経費
勤怠管理システムと連携したスマートフォン等の備品購入費
勤怠管理システムと電子カルテとの連携費
委託費、その他
職員の意識改革のための研修事業費、各職能団体実施の研修受講料
医療勤務環境改善のためのコンサルタント、社会保険労務士の業務委託費

(2) 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

「医師労働時間短縮計画」に基づく新規の取組を総合的に実施する事業の経費

【具体例】は、(1)地域医療勤務環境改善体制整備事業と同じ

(3) 勤務環境改善医師派遣等推進事業

派遣する医師の派遣先医療機関における労働時間に、直近の決算数値により算出される医師1人あたりの1時間あたりの経常利益相当額

【注】

令和7年度以降の補助については、原則として、新たに開始した診療科への派遣や前年度より派遣時間が増えた診療科への派遣など、新規派遣に対してのみ補助とする予定

5 補助対象機関

交付決定日が属する年度の4月1日から3月31日までとします。

6 補助基準額、補助率などについて

(1) 地域医療勤務環境改善体制整備事業

基準額	補助率
<p>病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数(療養病床を除く。精神科救急を根拠とする医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神病床の最大使用病床数とする。)に133千円を乗じて得た額とする。</p> <p>令和8年度までの措置として、別途定める条件に該当する場合は、133千円を266千円とする。</p> <p>ただし報告している病床数が20床未満の場合は20床として算定する。</p>	<p>資産形成(*):4分の3 その他の事業:10分の10</p>

*資産形成

補助対象経費の具体例のうち、ICT機器、設備費等、勤務管理関係機器など資産に繋がる経費に対しては事業者負担があります。

(2) 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

基準額	補助率
<p>病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数(療養病床を除く。)に133千円を乗じて得た額とする。</p> <p>令和8年度までの措置として、別途定める条件に該当する場合は、133千円を266千円とする。</p> <p>ただし報告している病床数が20床未満の場合は20床として算定する。</p>	<p>資産の形成(*):4分の3 その他の事業:10分の10</p>

*資産形成

補助対象経費の具体例のうち、ICT機器、設備費等、勤務管理関係機器など資産に繋がる経費に対しては事業者負担があります。

【注】

- (1)(2)ともに、診療報酬の医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲においては対象外とする。
- その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては対象とすることができる。

(3)勤務環境改善医師派遣等推進事業

基準額
派遣する医師の派遣先医療機関における労働時間に対して、1時間あたり 7.1 千円を乗じて得た額とする。

7 補助金申請書の提出

(1)提出期限

令和6年12月26日(木)

(2)提出方法

電子メール

(3)提出先(問合せ先)

福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室
医師確保係 092-643-3330
ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

(4)提出書類

①地域医療勤務環境改善体制整備事業

○様式1－1号 交付申請書

- ・別紙1－1(その1及びその2) 事業計画書
- ・別紙1－2 経費所要額調書
- ・別紙1－3(その1及びその2) 経費所要額明細書
- ・別紙1－4 誓約書
- ・その他の添付資料(医師労働時間短縮計画書、歳入歳出予算書抄本 等)

②地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

○様式1－2号 交付申請書

- ・別紙1－1(その1及びその2) 事業計画書
- ・別紙1－2 経費所要額調書
- ・別紙1－3(その1及びその2) 経費所要額明細書
- ・別紙1－4 誓約書
- ・その他の添付資料(医師労働時間短縮計画書、歳入歳出予算書抄本 等)

③勤務環境改善医師派遣等推進事業

○様式1－3号 交付申請書

- ・別紙1－1 事業計画書
- ・別紙1－2 経常利益額算出調書
- ・別紙1－3(その1及びその2) 派遣受入医療機関要件調書

- ・別紙1-4 誓約書
- ・その他の添付資料（派遣受入医療機関の医師労働時間短縮計画、歳入歳出予算書抄本、派遣医師の労働条件通知書の写し 等）

補助要件確認のため、追加資料の提出をお願いすることがあります。

(5)交付決定通知

申請書の提出期限から1～2か月後を目途に通知する予定です。

8 支払い

原則として精算払いとします。

9 実績報告

補助事業者に別途連絡します。

なお、当該補助金は、勤務環境改善（医師の長時間労働の是正）を目的としていますので、実際に前年度と比較して時間外・休日労働時間の短縮ができたか、補助金実績報告時に確認を行います。（短縮できていなかった場合は、別途、理由説明及び今後の対応方針の説明を求めることがありますのでご留意ください。）